

<2026年9月県議会 神山討論 ②>

26/10/5

日本共産党県議 神山悦子

日本共産党の神山悦子です。県議団を代表し、討論を行います。

議員提出議案第 171 号 福島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例についてですが、反対の立場から意見を述べます。

来年、改選期を迎える県議会選挙に向けて、今年6月からの議員定数等検討委員会で検討されて決定された内容は、① 県議会の総定数については、1人減じて 57 人とする。② 選挙区については現行のまま19選挙区とする。③ 選挙区別定数については、双葉郡選挙区の定数を現行の2人から1人減じて1人とし、他の選挙区の定数は現行どおりとする、との答申でした。共産党県議団は、以下の理由から反対です。

2011年に旧地方自治法が改正され、人口による議員定数の規定は既に撤廃されており、本県の実状に即して自主的に判断すべきです。

本県は、東日本大震災・原発事故から 15 年半が経過しましたが、原発事故は収束しておらず、今も福島第一原発の「原子力緊急事態宣言」は解除されていません。ALPS処理水の海洋放出から今年8月で丸3年が経過しましたが、処理水はわずか8%しか減っていません。一方、避難者は、県の発表だけでも2万人以上、実際には約5万人が今もふるさとに戻れずにいます。原発事故による被害は、今も続いているのです。今年度から5年間の第3期復興期間に入ったばかりです。双葉郡の首長のみなさんから、現行の選挙区の定数維持を求める要望が出されたのは当然です。だからこそ、この点では、全ての会派が一致していました。

ところが、それを承知しているとしながら、「人口減少」を理由に、議員定数を減らすことがあたかも民意に沿うかのような意見が多数を占め、まず総定数を1減にすることを、私たち共産党県議団ともう1会派だけの反対で、多数で決定したのです。

議員の定数削減で切られるのは、国民や県民の民意です。そもそも日本は、人口1人当たりの国会議員数が、OECD 加盟 38 カ国の中で 36 番目と最低の水準です。国際的にみても、日本は議員が少ない国なのです。第二次高市内閣が発足し、きょうから臨時国会が開会されましたが、特別国会で提案された衆院比例定数の大幅削減法案は、全ての野党が反対し提出されませんでした。再度法案を提出する方針です。しかし、最も国民の多様な民意を反映するのが比例代表選挙です。少数政党が多く、多様な国民の民意を反映する比例定数1割削減は、女性の政治分野への進出をも制限するものです。小選挙区制こそ廃止すべきです。地方議会も同様です。県民の声をいかに反映させるか、議会制民主主義の根幹にかかわる問題です。

わが県議会も、総定数を1減としたことによって、矛盾がいつそう広がります。本県は原発事故という未曾有の災害を受け、その途上にある中で、相次ぐ災害、県民の暮らしや生業の

支援など、県議会と議員の果たすべき役割はむしろ大きくなっているのです。復興期間も終了していない中で、人口減少を理由にして県議の定数を減らすことには反対です。

そもそも、総定数削減ありきで、先に総定数を決定してから各選挙区の定数を検討するという、これまでのやり方をまず見直すべきです。

さらに、各選挙区の定数についても見直しが必要です。これまでも今回も提案しましたが、多様な民意を反映させるためには、定数1の小選挙区をなくすことを検討すべきです。

また、今回も国勢調査結果に基づいて県議の総定数や各選挙区の定数を決めましたが、国勢調査の人口は、あくまでも参考にとどめ、それぞれの選挙区が抱える課題など県民の意見を反映して定数を決めることが求められます。その点では、今回、国政調査結果の発表が例年より遅れたため、十分な時間をかけた議論ができなかったことも指摘しておきます。

以上の理由から、県議会の総定数を58人から57人に1人減らす議員提出議案第171号は、否決すべきと申し上げ、討論とします。

以上